

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年9月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500174号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500037号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年4月10日、喪失年月日を同年9月1日に訂正し、昭和49年4月から同年8月までの標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

昭和49年4月10日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和49年4月10日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月10日から同年9月1日まで

私は、昭和49年4月に結婚し、夫の勤務地であるC市で生活することになり、請求期間は、アパートの近くのA事業所にD職として勤務していた。当時の給料明細書が見付かり、厚生年金保険料が控除されているので、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録から、請求者は請求期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、請求者は、事業所名及び支給年が記載されていない4月分から9月分までの給料明細書を所持しているところ、B事業所は、当該明細書は請求期間に係るA事業所の給料明細書であると回答しており、そのうち、4月分から8月分までの給料明細書によれば、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書において確認で

きる厚生年金保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、昭和49年4月10日から同年9月1日までの期間において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和49年4月から同年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500182号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500038号

第1 結論

請求者のA社における昭和64年1月1日から平成9年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和64年1月から平成元年9月までの標準報酬月額については、9万2,000円から24万円、同年10月から平成2年6月までは9万2,000円から26万円、同年7月から平成3年9月までは9万2,000円から32万円、同年10月から平成4年9月までは9万2,000円から34万円、同年10月から平成5年9月までは9万2,000円から36万円、同年10月から平成9年3月までは9万2,000円から38万円とすることが必要である。

昭和64年1月から平成9年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和64年1月1日から平成9年4月1日まで

私は、昭和61年3月から平成12年10月までA社に勤務したが、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より著しく低く記録されている。同僚が、年金記録確認第三者委員会に申立てをして記録が訂正されたため、私の標準報酬月額も訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者のA社に係る請求期間の標準報酬月額は、当初、昭和64年1月から平成元年9月までは24万円、同年10月から平成2年6月までは26万円、同年7月から平成3年9月までは32万円、同年10月から平成4年9月までは34万円、同年10月から平成5年9月までは36万円、同年10月から平成9年3月までは38万円と記録されていたところ、平成9年3月6日付けで、昭和64年1月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の複数の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額についても、平成9年3月6日付けで請求者と同様の遡及減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、請求者が名前を挙げたA社の元総務部長及び同僚一人は、請求期間当時、同社は経営不振の状態であったとしており、当該元総務部長は、同社が厚生年金保険料の納付に苦慮していたところ、社会保険事務所（当時）から保険料を遡って減額訂正する提案があり、事業主と相談の上、請求者を含む複数の者を対象に当該訂正を行った旨証言している。

一方、請求者は、自身がA社において経理を担当し、社会保険業務も行っていたが、請求期間に係る標準報酬月額の遡及減額訂正には関与していないと述べており、請求者が名前を挙げた元総務部長及び同僚一人も、請求者は当該訂正に関与していなかった旨証言している。

これらを総合的に判断すると、平成9年3月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えるべく、請求者について昭和64年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、昭和64年1月から平成元年9月までは24万円、同年10月から平成2年6月までは26万円、同年7月から平成3年9月までは32万円、同年10月から平成4年9月までは34万円、同年10月から平成5年9月までは36万円、同年10月から平成9年3月までは38万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500180号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500039号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年1月31日から同年5月6日に訂正し、同年1月から同年4月までの標準報酬月額を18万円にすることが必要である。

平成6年1月31日から同年5月6日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年1月31日から同年8月1日まで

私は、平成5年8月16日から平成7年1月25日までA社のB支店に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

平成6年4月分の給与支払明細書を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成6年1月31日とされているが、当該資格の喪失処理が行われたのは、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日より後の同年5月6日付けである上、同日において当該喪失処理が行われた7人のうち、請求者を含む2人については被保険者資格の喪失年月日を遡って同年1月31日とする

処理が行われ、ほかの5人については被保険者資格の喪失年月日を遡って同年3月31日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社のB支店において平成6年3月1日に雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得した者についても、同年5月6日付けで厚生年金保険被保険者資格の取得記録が遡って取り消されていることが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は請求期間当時、法人格を有した事業所として存在し、雇用保険の加入記録により複数の従業員が在籍していたことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成6年1月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における資格喪失年月日は、上記の請求者に係る資格喪失処理が行われた同年5月6日であると認められる。

なお、平成6年1月から同年4月までの標準報酬月額については、請求者のA社におけるオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、平成6年5月6日から同年8月1日までの期間について、当時A社の実質的な経営者であったとされる者は既に死亡している上、同社は、同年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、同年7月1日に再度厚生年金保険の適用事業所になっているところ、当時の事業主は、「当該期間に係る資料を保管しておらず、当時の状況は不明である。」旨回答していることから、当該期間に係る請求者の厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、オンライン記録によると、平成6年5月6日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われた7人のうち、5人は健康保険被保険者証を同日に回収し、請求者を含む2人は同年6月29日に回収していることが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち平成6年5月6日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500184号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500019号

第1 結論

昭和59年4月から平成元年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から平成元年1月まで

私は、20歳になった昭和59年*月にA県B市で国民年金に加入し、請求期間に係る国民年金保険料を毎月納付していたが、請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和59年*月にB市で国民年金に加入したと主張しているところ、請求期間当時、国民年金に加入した場合は国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による検索を行っても、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、請求者は、平成11年9月30日にC県D市において国民年金の被保険者資格を新規に取得しており、当該資格の取得処理年月日は同年10月8日であることが確認できることから、請求者に係る国民年金の加入手続は同年10月頃に行われたものと考えられ、この時点で請求期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続の時期、加入手続を行った場所及び年金手帳の交付の有無について全く覚えていないとしており、請求者が請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる具体的な陳述が得られない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料は毎月納付していたと主張し

ているが、B市によると、同市における保険料納付方法は、請求期間のうち昭和59年4月から昭和60年3月までは3か月分の保険料を1回分として、年4回に分けて納付する方法であったとしており、請求者の主張と相違している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500175号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和46年10月1日から昭和47年3月末日まで勤務したが、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録になっているので、同年4月1日を被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

昭和55年7月9日にA社を合併したB社に係る商業法人登記簿によれば、同社は既に閉鎖していることが確認できる上、同社の清算人は、同社は清算終了し、A社に係る労働者名簿、賃金台帳等の資料は保存期間経過により現在は保存されていないとしており、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者及び同僚に係る雇用保険の加入記録によれば、請求者は昭和46年10月1日にA社において被保険者資格を取得し、昭和47年3月30日に離職していることが認められる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、請求者は、同社において昭和46年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和47年3月31日に同資格を喪失したことが記録されており、オンライン記録と一致している上、同名簿上に不自然な訂正等も見当たらない。

加えて、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年10月1日に被保険者資格を取得した160人のうち、複数の同僚も、請求者

と同様に月の末日に同社における被保険者資格を喪失していることが確認できることから、請求期間に係る請求者の資格喪失日が月の末日となっていることに不自然さはない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500177号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500041号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年4月から昭和20年3月まで

私の妻(訂正請求記録の対象者)は、昭和17年4月から昭和20年3月まで、A社(昭和18年11月からは、C社)のB工場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

妻は、一緒に勤務した同僚の名前を挙げていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者が名前を挙げた同僚の証言により、期間は特定できないものの、訂正請求記録の対象者がA社B工場で働いていたことはいうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険法(昭和19年法律第21号)の適用範囲が女子に拡大されたのは、同法が施行された昭和19年6月1日(厚生年金保険料の徴収は昭和19年10月1日)からであることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間のうち昭和17年4月から昭和19年9月までの期間は厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、A社B工場は、昭和63年3月16日に解散のため厚生年金保険の適用事業

所ではなくなっていることから、C社本社に照会したが、「請求期間当時の資料は無く、訂正請求記録の対象者のA社B工場における勤務及び厚生年金保険の加入状況等は不明である。」旨回答している。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は見当たらない上、請求期間のうち、厚生年金保険法が施行された昭和19年6月1日以降の期間の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらないことから、当該期間において訂正請求記録の対象者がA社B工場において厚生年金保険の被保険者であったことを確認できない。

加えて、訂正請求記録の対象者が名前を挙げた同僚についても、A社B工場において厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500181号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500042号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間③、④及び⑤について、請求者のB社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和47年4月1日から昭和57年2月1日まで
② 昭和59年12月1日から平成18年9月1日まで
③ 平成16年8月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年7月

請求期間①について、昭和47年4月に入社したA社における初任給は約10万円であったが、同年4月の標準報酬月額は当該初任給よりも低額となっている。また、同社に勤務した全ての期間において、実際に支給されていた給与に比べて標準報酬月額が低額となっているので、請求期間①における標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、B社に勤務した期間において、実際に支給されていた給与に比べて標準報酬月額が低額となっている。平成15年7月分の給与明細書を提出するので、請求期間②における標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③、④及び⑤について、B社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず年金記録が無い。同社から支払われた平成15年12月29日分の賞与支払明細書が見付かり、記録が回復される見込みになったこ

とから、請求期間③、④及び⑤についても、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和47年4月に入社したA社における初任給は約10万円であったと主張しているところ、同社が提出したC労働組合の「昭和48年度賃上げ要求書」によると、昭和47年度における高校卒業者の初任給妥結額は4万1,000円であることが確認できることから、請求者が主張する初任給額と相違する。

また、請求者は、A社に勤務した全期間について、給与に比べて標準報酬月額が低額であると主張しているが、請求期間①に係る給与支給明細書等を所持していない上、同社に照会したところ、「請求者に係る賃金台帳等の資料は保存していない。」としており、請求期間①に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A社において、請求者と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、請求者と同じく高校卒業後すぐに同社に入社したとみられる31人に係る請求期間①の標準報酬月額は、いずれも請求者とほぼ同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

加えて、請求期間①当時の同僚として請求者が名前を挙げた2人及びオンライン記録において、請求期間①のほとんどの期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる10人の計12人に対して照会を行ったところ、回答があった10人のうち7人は請求者と同じくD職であったとしているが、このうち3人は、当時の給与額と標準報酬月額は合致しているとし、ほかの4人からも請求者の主張を裏付ける具体的な陳述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①のうち昭和48年9月1日から昭和57年2月1日までの期間について、E厚生年金基金の加入員であったことが確認できるところ、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」によると、請求者の当該期間に係る報酬給与の欄に記載されている月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、請求者に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間①の標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの処理は認められない上、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

請求期間②について、B社を吸収合併したF社は、請求期間②当時の資料は無いとしており、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

また、請求者が提出した「2003年7月分給与明細書」によると、平成15年7月分の給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額、オンライン記録と一致している。

さらに、請求期間②当時の同僚として請求者が名前を挙げた4人及びオンライン記録において、請求者と同時期にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる6人の計10人に対して照会を行ったが、回答があった6人から請求者の主張を裏付ける具体的な陳述は得られなかった。

加えて、請求者に係るB社のオンライン記録において、請求期間②の標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの不自然な処理は認められない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③、④及び⑤について、請求者は各請求期間に係る賞与支払明細書等を所持していない上、F社は、各請求期間当時の資料は無いとしており、請求者に対する賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

また、当時の同僚として請求者が名前を挙げた1人及びオンライン記録において、B社における整理番号が請求者の前後の者で、かつ各請求期間に同社に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる8人の計9人に対して照会を行ったところ、回答があった4人のうち3人は、「当時、従業員全員に賞与が支払われていたわけではなかった。」旨回答しており、また、このうちの2人は、各請求期間又は請求期間③については、業績不振のため、自分も賞与が支払われなかった旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求期間③においてB社に係る厚生年金保険の被保険者となっている者は、いずれも当該期間の賞与記録は確認できない。

加えて、請求期間④及び⑤について、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、請求者に対して各請求期間に事業主から賞与が支払われたことは確認できない。

このほか、請求者の請求期間③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。